

足利直義論

A Study of Ashikaga Tadayoshi

中 田 伸 一

一 はじめに

足利直義は、足利貞氏を父とし、上杉頼重の娘清子を母として、一三〇六(徳治元)年に生まれた。幼名は忠義。(一説に高国)。一歳年上の実兄に高氏、後の征夷大将軍尊氏がいる。兄の挙兵したときから行動を共にし、要所要所で兄を叱咤激励して、政権の獲得に向かわせた。一三三六(建武三年十一月、京都に幕府を開くと、兄弟で二頭政治を行った。尊氏は足利家の当主として御家人を統率し、恩賞を所管し、守護の任免権を握った。一方、直義は最高議決機関である評定会議に参画し、法曹官僚を指揮し、安堵方、禅律方、官途奉行などを掌握した。実直で理性的な政治家である直義は、建武式目を政道の指針に据えて秩序の回復につとめたので、北朝の公家や寺社の間に声望が高まった。一三四二(暦応五年)年二月に重病に陥ったときには、京中の貴賤を心配させ、「天下の政道はいたづら事なるべしと、嘆かぬ者もなかりけり。」と『太平記』は記している。光厳上皇は石清水八幡宮に勅使を派遣して平癒を祈られた。その願文の一節に「ただ爪牙の良将たるのみにあらず、すでに股肱の賢弼たり。四海の安危ひとへにこの人の力に懸かる」とあり、信頼の篤さを窺い知ることができる。

一方では、直義に不満を持つ新興領主層や足利氏の根本被官も少なくなかった。折しも南北朝の分裂状態は続き、分裂は個々の権門家の内部においても進行していた。この時代の風潮は「自由狼藉」「バサラ」「下剋上」といった言葉で表されることがあるが、新興領主のなかには、武力や財力を背景にして驕る者があり、一部の者は、古い秩序や価値観を軽んじて、権門家と摩擦を起こした。彼らが己の実力に目覚め、新しい秩序を築こうと模索を始めた結果とも言える。

直義は「社会はただ力によってではなく、法によってこそ規律されるべきである」という考え方を持っており(文献一)、無法行為に対して厳しい姿勢で臨んだ。やがて、二頭政治の矛盾、政治手法の違い、後継者問題などがからんで、不健全なせめぎ合いが表面化した。とりわけ、直義に近いグループ(直義党)と、足利氏の被官で尊氏の側近であった高師直・師泰兄弟に近いグループ(高党)との抗争は深刻化し、これに南朝勢力が絡んで三つ巴の内乱になった。観応の擾乱という。一三五二(観応三年一月、直義は尊氏方の軍勢に敗れて、鎌倉の延福寺に幽閉され、二月に毒殺された。四十七歳であった。

直義は政道について高い理想と見識を持っており、私の理解するところでは、ついに長幼の序を崩して兄を凌ごうとする態度がなかった。政界浄化あるいは世直しのために、高氏排斥に打って出たように見受けられる。一方、尊氏は長男の義詮に將軍職を譲りたいという我欲があった。そこに高兄弟、側近たちの我欲が複雑に絡み合い、増幅しあって、内乱に発展した。悲劇と言う他はない。直義に対する後世の評価を調べると、正当な評価が案外少ない。また、研究も多くない。そこで、私なりの直義論を提出することにする。

第二節では、直義のパーソナリティについて検討する。特に、近年の研究によって明るみに出た、直義の肖像画について検証する。

第三節では、建武式目の考察をして、直義の政治思想を考える。

第四節では、直義の政道と禅学について検証する。夢窓疎石から受けた影響に注目した。

第五節では、直義の法意識と観応の擾乱の関係について試論を述べる。

二 副將軍、直義の素顔

従来、直義の肖像画や彫像はないとされてきた。しかし、一九九五年、美術史家で東京国立文化財研究所の米倉迪夫氏が、それまでの常識を覆す大胆な新説を公表した。神護寺に伝わる肖像画で国宝の「伝源頼朝像」のモデルは、足利直義に違いない、また、同寺の所蔵する国宝「伝平重盛像」のモデルは足利尊氏、国宝「伝藤原光能像」のモデルは足利義詮であろう、とした。(文献二)

「伝源頼朝像」については従来、十二世紀初頭に藤原隆信の描いた作品として、広く国民に認知されてきた。鎌倉幕府創設者というイメージと、理論的で威厳のある画像の風貌とが見事に重なる。そうした先入観を覆すことになる新説に対して、多くの方はとまどいを覚えるだろうが、一部の美術書や検定教科書では、新説に沿って書き換えが進んでいる。

さて、像主とされた足利直義は、頼朝に比べると知名度の下がること



足利直義像 (神護寺蔵)

は否めない。誰がモデルであろうと名画に変わりはないが、頼朝のイメージを除いて白紙に戻した上で、直義という人物についてわかりやすく語る必要がある。その本論に入る前に、米倉論文の概略を紹介する。

まず、従来の説の疑問点を洗い出している。第一に、神護寺蔵の三肖像画を、伝頼朝像、伝平重盛像、伝藤原光能像と判定したのは、古文獻「神護寺略記」の記述を重んじたことによるが、実は、これらの三幅と「略記」の記載とを結びつける確たる根拠があるわけではない。第二に、描き方にしても、三像の描写は三者三様であり、藤原隆信一人が描いたとするのは無理があるという。第三に、隆信は紙絵を基本とする似絵作家なのに、肖像画は絹地に着色している。絹地に肖像を等身大に描くのは、鎌倉時代末期にならないと現れない。要するに、描かれた時期を「略記」に基づいて十二世紀初頭にする、いくつかの不自然な点が残る、制作時期を一世紀以上後世に下げなければならぬ。

米倉氏は結局「神護寺略記」の記述と現存する肖像画とを関連づけるのを止め、白紙に戻して考え直した。まず、制作年代が十四世紀前半とわかっている京都・妙智院の「夢窓疎石像」と神護寺の「源頼朝像」とを比較、目鼻口などを描く手法の類似性から、南北朝期の絵画と判定。さらに、「東山文庫」に現存する直義の画像寄進状に注目した。そこには、兄の征夷將軍と自らの肖像画を神護寺に奉納安置して良縁を結び、子孫にもこの信仰心を知らしめ、現当二世にわたる所願成就を願う、という趣旨が書き付けてある。神護寺の三画像のうち二像は、直義文書のいう「征夷將軍併予影像」(尊氏像と直義像)に該当しないだろうか、と述べた上で、複数像がセットの場合は、向かって右に上位者を、左にその下位者を置く通例から、右の画像を尊氏、左の画像を直義と推定した。

神護寺に奉納した時期として、直義文書の末尾に「于時康永乙酉孟夏二十三日記之」とあることから、一三四五(康永四)年四月二十三日に画像を納めた、としている。「したがって現平重盛像、現源頼朝像は、この時に足利直義が足利家の将来へ期するものを込めて奉納した尊氏と直義の画像であった可能性はきわめて高いと思われる。時に尊氏四十一歳、直義四十歳であった。」と結論づけた。

米倉氏はさらに、上置束帯姿に注目した。束帯は「宮廷社会における最高位の正装を表したものであり、上置は『その像主は、他と區別され、際立ち、特権的な場所にあることが強調されている』とする。武家の棟梁がなぜ、官人の束帯姿で画像に納まったのだろうか。その理由として、『幕府の存在、鎌倉殿の後継者である足利家の存在は、尊氏が朝廷から征夷大將軍に補任され、武家の棟梁であることを承認されている、という形式に支えられている』(文獻三)という説を引用し、『神護寺画像の姿かたちは室町初期政権のありようを象徴的に表しているのではないか』と述べている。

改めて、神護寺の足利直義像を見ると、宮廷における官人の正装である束帯姿で、上置の上やや斜めに座っている。その容姿は面長で気品があり、副將軍としての威厳と意志の強さを感じさせる。冠をかぶり、笏を持ち、太刀を佩き、黒い上巻(袍)を羽織っている。袍は別に強装束の名で呼ばれ、平安時代末から流行した官人の着衣であるが、室町期には実用性がはなはだ後退していた。脇差しは毛抜き型の太刀といって、衛府の武官が佩くものである。

神護寺に画像を寄進した康永四年の、足利氏をとりまく政治的な環境を確かめてみよう。南朝方は一三三九年に後醍醐天皇が逝去した後は、北畠親房の東国討略の失敗、常陸の関・大宝城の陥落など凋落が止まらず、軍事的な対立は終焉を迎えていた。信仰心の篤い尊氏・直義兄弟は、公的にも私的にも宗教に接近した。兄弟はつとに臨濟宗の夢窓疎石に帰依して法談を交わし、政治上の提言にも耳を傾けた。夢窓の提言から生まれた事業に天竜寺の造営事業がある。また、安国寺利生塔の創設がある。これは、奈良時代の国分寺の制度に似ており、各国に一寺一塔を建て、寺を安国寺、塔を利生塔と呼んだ。計画を推進するに当たっては朝廷に奏上し、勅許を得た。ときに康永四年二月六日であった。その前年の十月には、高野山の金剛三昧院に、尊氏、直義、夢窓ら二十四名が和歌を奉納している。

それから四ヶ月後の八月二十九日に、康永四年の最大のイベントとも言える、天竜寺の落慶供養があった。その日は「貴賤岐に充ち満

ちて、僧俗かれに群を成す、前代未聞の壮观なり。」「(太平記)巻二十四」とある。尊氏のいでたちは「小八葉の車の鮮やかなるに、簾を高く揚げ、衣冠正しく乗りたまひける。」とある。「小八葉」は王朝貴族が使用した車、武家ながら、公家の衣装を身につけて儀式に臨んだ。直義のいでたちは「巻纓の老懸に蒔絵の細太刀帯いて、小八葉の車に乗り」とある。巻纓は五位以上の武官が被る冠であり、老懸は冠の両耳の上に立てる飾りである。

以上を整理すると、幕府を開設してからやがて十年になろうとする康永四年は、政治環境が比較的安定し、足利氏の権威も高まっていた時期であった。尊氏・直義兄弟にある種の余裕が生まれ、有力寺院と結縁を深めながら、権威を内外に示す外交活動に力を注いだ。直義が神護寺に画像を寄進したのもその一環であろう。直義は幕府の禅律方という役所を統括しており、彼のリーダーシップで行われたとみて良からう。神護寺の直義像は、働き盛りの彼を写しており、生涯の最も良い時期の表情がとらえられている。晴れがましい今を後世に残そうという意図もあつたであろう。当初、画像の主は記すまでもなく誰の目にも明らかであったが、後世になると、像主の名は忘れられ、紛れて、源頼朝像と間違われて伝承された。

直義の人物評については、『梅松論』の引く夢窓疎石の言葉がよく知られている。

御身の振廻廉直にして実実しく、いつはれる御色なし。

直義の性格は深く賢く正直で、誠実さがあり、偽る様子がない、という。言葉は続いて、兄尊氏から政道を譲られたけれども、直義は再三辞退をした。兄の意志が固かったので折れて政務を執ることになった。その後、尊氏は政務に関して少しも口を挟むことがなかった、と書いている。

兄弟に仕えた武將、今川貞世は『難太平記』のなかで「直義は政道に私心がないから捨てがたく、尊氏は弓矢の將軍で、さらに私曲がないから捨てがたい」と言っている。

兄弟の性格の違いを説明するのに、よく引き合いに出されるのが、

八朔の祝儀のときの対応ぶりである。八朔は八月一日に行う贈答の儀礼であり、武家社会では年頭の祝儀と並んで重んじられた。『梅松論』によると、尊氏は贈り物を受け取ると、片端から周囲の人に与えてしまうので、夕方には一物も残らなかつたという。これに対して、直義はこの風習を嫌って、贈物を受け取らなかつたという。(光明天皇の日記、貞和元年八月一日の条)尊氏には気前の良さがあつた。直義は、清廉な性格があつたようだ。

義堂周信の書いた『空華日用工夫略集』に、直義は政道の妨げになる田楽などをまったく愛さなかつた、という記載がある。八朔の時の振舞い同様に、ストイックな姿勢が窺える。

神護寺の直義画像が名画として高い評価を得たのは、右に述べたような直義のパーソナリティ、あるいは奉納したときの政治的な立場や威厳を、画家がみごとに描ききまつているからである。

三 「建武式目」をよむ

「建武式目」は一三三六(建武三年十一月七日)に公布された、幕府の基本政策である。直義はその策定に重要な役割を果たした。本節はまず、どういう政治情勢の下で策定されたか、次にその内容について述べ、最後に式目のなかに直義の政治思想を読み取りたい。

公布の前後の状況を一瞥すると、当時の京都は、山門に拠る後醍醐天皇方と、東寺に拠る足利勢との市街戦が頻繁に行われ、街の荒廢と大衆の疲弊は著しかった。十月十日、尊氏の巧みな勧誘が功を奏して、天皇は京都に還幸し、新田義貞は越前へと退いて、和平の機運が広がった。都には持明院統と大覚寺統の両統が居合わせるといふ、珍しい状況ができていた。十一月七日に「建武式目」を公布したことは、足利氏の覇権を両統の前で鮮明にする意図があつたのではないかと思われる。公家や寺社の勢力が伝統的に強い京都で、武家が政策綱領を示すことは、それだけで武家の勢力の伸張を物語る。武家にとってみれば、京都という新天地に、己の政道を敷こうとする、強い意欲を示す絶好の機会であつた。

建武式目の構成は、まず前言を置き、続いて、当面する二つの課題に答え、全体としてみると、尊氏に対する答申書の様式をもつ。

前言は冒頭において「時に量り制を設く。時代に適応した法制度の必要を掲げ、制定目的は「善政」を施すことであり、「早く万人の憂いを休むる」ためであると述べる。続いて、次の二つの課題について、審議結果を答申する。

(一) 前代を踏襲して鎌倉に幕府をおくべきか、それとも他所(京都)に移すべきか。

(二) 今後の政道はどうあるべきか。

(一) について、「鎌倉は」武家に於いて、尤も吉土と謂ふべき。」と述べて、最適の土地であると持ち上げる一方、ここに都を置いた北条氏は滅亡したことを指摘、しかし場所は「二義的なもの、とその重要性を後退させ」居所の興廢は、政道の善悪に依る。」と、善政を敷くことの重要性を強調する。そして「諸人若し遷移せんと欲せば」大勢の意見が京都遷都にあるならば「衆人の情に随うべきか。」としている。

直義の本心はどちらにあつたか、笠松宏至氏の考えによると、直義は鎌倉の幕府の主張者であり、その理由は「直義派の勢力も東国に本拠をもつ鎌倉以来の伝統的武士団が多く占めていた。」(「京都の幕府」週間朝日百科『日本の歴史』所収)という。

(二)の問題は、式目の制定された、建武三年十一月七日という時点においては、解決済みであつたと言えよう。すなわち、幕府と京都のつながりが深まつており、朝廷工作や京都復興の政務手続きは現地で行進していた。

(一)の幕府の所在地の選定を過去のテーマとすれば、(二)の政道の細目はこれからのテーマであり、式目の主眼はこちらにある。

(二)の細目は十七条に分かれており、その数は、聖徳太子の憲法十七条を強く意識したとみられる。後に触れるように、直義は仏教精神を支柱にして大胆な政治改革をした聖徳太子を理想としていた。直義の時代は殺伐たる空気に満ちていたが、「和を以て尊しと為す」という太子の思想は、分裂から融和への指針となれる言霊であり、当時の貴族、

寺社、武家のいずれも受け入れられる普遍性を持つていた。建武式目はしかし、そうした抽象におわらずに、もっと具体的な思想で、新政権の理念を説いている。それは式目の末尾にある言葉であるが「遠くは延喜・天曆両聖の徳化を訪い、近くは義時・泰時父子の行状を以つて、近代の師と為し」とあるように、公家政治の模範と、武家政治の模範に、これから採るべき政道の指針を求めている。

建武式目の制定者はだれか。直義が法曹官僚をリードして、尊氏に答申したことから、形式的には尊氏が制定者と言えようが、その内容は直義の政治思想が骨格になったとするのが妥当であろう。笠松宏至氏は直義の影響があると切り切る。「(二)に一貫する政治思想も後の直義政治のそれにきわめて近い」建武式目立案者のメンバーの選定、そしてその内容の決定までの道筋には、直義の影響がきわめて大きかったとみてまずまちがいあるまい。(前掲書)

次に、いくつかの条文を個別に見ながら、特徴のある思想を見つけてことにする。

第一に、人倫道德の基本規律を説く条文がいくつかある。第一条「倭約を行はるべき事」では、「婆佐羅」つまり、人目を驚かすような奢侈の流行に対して「尤も厳制有るべきか」と強く警戒している。婆佐羅大名として、佐々木道誉、高師直は有名であるが、一般武家衆の中にも、戦勝に奢り、秩序や道德を乱すものが後を絶たなかつたのであろう。第二条「群飲佚遊を制せらるべき事」では女色に耽ること、博奕に及ぶことを禁制している。冒頭の二条は、要するに、質素儉約とストイックな持戒の精神で武家衆を律しようとする意識が窺える。

第二に、人命や財産の保護安堵を表明した条文がある。第三条「狼藉を鎮めらるべき事」は、強盗、殺人、略奪などの取締まりを表明している。人命と財産を保護し治安を回復することは、治世の基礎であり、幕府の權威を確立するための当然の措置であろう。第四条は「私宅」点定を止めらるべき事「貧しい人たちがようやく私宅を作っても、何かと言いがかりをつけて家屋を破壊する武士がいた。家を失えば浮浪者となつて活計を失う。強者の横暴から弱者を守ることをねらいとした条項である。第五条「京中の空地、本主に返さるべき事」は当時、京都市中は空き地が

多く、それを不法占拠する輩がいたので、明け渡しを指令した。地主の貴族の多くは、後醍醐帝に随つて比叡山に避難したので、留守中に横領されたのである。幕府は帰還した貴族の土地の還付を命じて、彼らの定着を促し、併せて京都の復興と、人心の収攬を目指した。

第三に戦後復興の政策を掲げた条文がある。第六条「無尺錢・土倉を興行せらるべき事」では、動乱の打撃を受けた金融業と質屋の復興を打ち出した。土倉役は酒屋役と並んで、幕府の財源でもあった。

第四に、地方政治の要として、守護を重視した。第七条「諸国守護人殊に政務の器用を扱はるべき事」の条文のなかに、守護は昔の国司(上古之吏務)であり、国内の治まり具合はこの職に依拠している、と言い、政務能力の高い者を任命すべきである、とした。軍忠ある者には莊園を支給すればよく、能力本位で選ぶよう求めている。

第四に、政道の心得を説いている。幕府と守護とその被官に対する、服務規定の性格を帯びている。第八条以降は、直義の意向が濃いように見受けられる。例えば、第十一条「殿中内外に付き諸方の進物を返さるべき事」は、(4)頁で紹介したとおり、八朔の贈り物を受け取らなかつた直義の潔癖さを踏襲したようなものになっている。第十条「固く賄貨を止めらるべき事」も同様に、銅臭を退けて清廉な政治を実現しようとする理想が窺える。第十三条「礼節を専らにすべき事」は、君臣間の秩序を正そうとする、儒教道德の色あいを持った条文であり、直義の政治思想の一面と見ることができよう。

総じて言えば、「建武式目」は、新政権を担う足利氏の意欲と自覚を内外に示したものであり、内乱を早期に収束し、復興と秩序の回復を実現するための、政策綱領としての性格を持つ。また、公家や寺社といった権門への保護、弱者救済の姿勢を示し、武家に対しては、幕府および守護に、有能な人材を配置して仁政を敷こうとし、内側から政道が弛緩するのを警戒して、引き締めようとする。直義の政治思想を窺うに、中国の儒教道德、聖徳太子の政道、延喜天曆の治、義時・泰時の善政への憧憬がある。

四 直義の政道と禅学

幕府の二頭政治なかで、武門を統率するのは、尊氏・高ラインであった。そういう時期に、直義は側近と一緒に建武式目を制定した。将来の文治政治への移行を視野に入れて、法的な環境を整えた。直義が目指したのは、建武式目を実務に反映させて善政を敷くこと、であった。

建武式目は当時の人々の目にどのよう映り、どのよう迎えられるのだろうか。不思議なことに『太平記』『梅松論』には建武式目に関する記述がない。それをどう考えたらよいのだろうか。

ここでは、中世における法意識は近代的なそれとはかなり違っていたことを指摘したい。一般的な法の意味は「やり方」や「作法」を意味していた。「仏法」とか「王法」という、普遍性を帯びた用例もあるが、宗派や王権の権威が及ばないところに効力はなく、また、内部分裂等により権威が低下すれば効力を失う。その点、昔も今も変わるまい。幕府や朝廷の法も、それぞれの体制内で営まれる法ではないのだが、建武式目の制定当初は、足利直義側近の試案という性格を出なかつたのかもしれない。

直義は二頭政治において、統治権を握り、領域支配権を分担したことは、第一節に記したとおりである。その政務の実際について、引付方における裁判の判決書(裁許状)を調査をした、羽下徳彦氏の研究がある。それによると、引付方は、足利一門および被官の有力者、若干の外様の武将、鎌倉幕府の評定衆、引付衆の系譜を引く人々、旧幕府の奉行人層等によって構成される。直義の独裁ではないが、裁許状は直義の署判を加えて発動するから、最終的な責任は直義にある。その政務の特徴として、相伝の由緒の重視、本所権益擁護の姿勢が認められると言う。それは、伝統的な権門家の利益を守る一方で、旧幕府の非御家人層の「非職仁」を抑圧する政治姿勢でもある。(文献三 一六四頁)

直義は幕府と朝廷・寺社との関係を重視し、伝統的な秩序を擁護することによって、幕府の権威の高揚をはかろうとした。直義を支持する勢力も、北朝の天皇や貴族、あるいは僧侶、神官につながる人々に

広がった。直義は単に武家の代表として、武家衆を擁護するだけの政治家ではなかつた。それは、次のような事例からも伺える。

一三四二(康永元)年、土岐頼遠による光厳院への狼藉事件が発生した。御幸から帰る途中の院の行列が、五条あたりを過ぎたとき、頼遠の一行もここを通りかかって鉢合わせをした。院の隨身に下馬を命じられた頼遠は、立腹して「なに院といふか、犬と言ふか。犬ならば射ても落さん。」と暴言を吐き、馬上から大迫物同然に矢を射て、一行を混乱に陥れ、御車は路頭に倒れて、あさましい姿をさらした。

頼遠は罪の重大さに気づき、美濃へひきこもったが、やがて上京して、尊氏・直義の帰依していた臨濟宗の高僧、夢窓疎石に穏便なとりなしを依頼した。しかし、直義の処断は厳しく、「これ程の大逆をゆるくさしおかば、向後の積集たるべし」として、頼遠を待所の細川頭氏に渡し、六条河原で首を刎ねさせた。しかし、子孫の安堵は保証して、厳しさの中にも温情を示した。当時の人々の反応は直義に好意的であったようだ。『太平記』は「天地・日月いまだ変異は無かりけりとて、皆人恐怖して、直義の政道をそ感じける。」と記している。

直義は政務のかたわら禅学にも励んだ。兄の尊氏とともに、臨濟宗の夢窓疎石に帰依した。疎石は直義の政道に一定の影響を与えたと思われるので、次にその点を考える。

尊氏・直義兄弟と疎石の出会い、建武年間にさかのぼる。細川頭氏が義兵を挙げようとして甲斐を通過したときに、慧林寺の住職であった疎石を知り、尊氏に紹介した。後醍醐天皇は、尊氏に命じて夢窓疎石を京都に召還し、建武元年十月、南禅寺に住せしめた。翌年十月、後醍醐天皇は臨川寺を賜い開山となし、さらに夢窓国師の号を賜った。ついで同寺に開山塔三合院を建立、同年三月、尊氏は帰依をして弟子の札を執った。『見聞軍抄』には、疎石が尊氏將軍に十三箇条の教訓を示したと記している。十三箇条の内容は省くが、夢窓は政道を預かる尊氏に直言できる立場であった。

夢窓疎石の献策が尊氏・直義兄弟に採用された例として、天竜寺の造営がある。後醍醐天皇の四十九日にあたる一三三九(暦応二年十

月五日、天皇の菩提を弔い、国家安泰を実現するために嵯峨野に造宮を遂言した。直義は特別税を徴収してこれを実現し、疎石を開山にして名譽を与えた。

安国寺・利生塔の設置についても、疎石の意見が採用された。疎石はかねがね、元弘以来の内戦で戦死した死者を弔い、平和を祈願するために、各国ごとに一寺一塔の建造を勧めていた。暦応元(一二三二)年から着手して、貞和年間(一二四五―五〇)には、全国六十六ヶ所の安国寺と利生塔が誕生した。それぞれ戦略的に重要な地点に置かれ、南朝の残存勢力や反幕勢力に対する監視抑制の拠点とするなど極めて政治性の高い寺であった。

直義と疎石の間には禅問答録があり、それは『夢中間答』三巻として後世に知られている。直義が九三項目の質問をし、疎石が答える、という体裁をとっている。内容は、福德の意味、祈願、慈悲、魔障、といった仏教知識をはじめとして、座禅、公安など禅の修行に関する問答、さらに本分の田地・見性などの禅の修行の究極の境地、ならびに禅と他宗派との相違点を論じている。この書は高師直の一族である大高重成により、帰化層の竺仙梵僊(一二九二―一三四八)の跋文を添えて出版された。梵僊の跋は、康永元年(一二三二)の跋と、康永三年の再跋と二つある。康永元年の直義は三十七歳、夢窓疎石は六十八歳であった。当時、曆応資聖禅寺(後の天竜寺)の住持として、尊氏・直義の尊崇を受けていた。

問答の中で、禅と政治にかかわる一則がある。

問 余りに善根に心を傾けたる故に、政道の害になりて、世も治まりやらぬよしを申す人あり。その謂われありや。

質問は短いが、直義の胸臆にとまどき去来した疑問であったと思う。為政者が善根ぶりを發揮したために災いを招いた例として、宋の襄公が、楚軍に武士の情けをかけて敗北した「宗襄の仁」の故事や、梁の武帝が余りに仏教崇拜に熱心だったために、侯景に天下を奪われたことなどを念頭に置いたのであろう。直義は内政と司法の統括者として、性善

説・性悪説のどちらを基本にして幕府を運営するのか迷うことがあったと思う。夢窓の回答の要点は次のようであった。

「仁義の徳政はいまだ行われず、貴賤の愁歎はいよいよ重なる。世上の静謐せぬことは、偏にこれこの故なり。何ぞ御心を善根に傾け給ふことの故ならむや。あはれげに御意の如く、諸人も一同に心を善根に傾け給はば、この世界やがて浄土にも成りぬべし。いはむや治ることなからむや。」

善根に心を傾けることが政道の害になる、といった俗説を退け、善根に心を傾けること、すなわち仁政を政道の基本とすべきであると説いた。為政者はその善根によって「在家の菩薩」すなわち、出家の形をとらずに仏道を修業する菩薩になる、という指摘もした。「仏法のために世法を興行し、万民を引導して、同じく仏法に入らしめ給ふは、即ち在家の菩薩なり。」

政界にあつて菩薩行をした人物として、聖徳太子を挙げている。「李朝の聖徳太子、万機の政をなしながら、その中間に堂塔を造立し、仏像を安置し、経論を講説し、疏鈔を製作しまして、これ則ち、仏法のために世法を興し給へる模様なり。十七箇条の憲法の始めに、上下和睦、帰敬三宝と載せ給へるも、政道を行うことは、仏法のためなるよしなり。さればにや、御在生の時、一天四海政化になびきしのみならず。七百年の今に至るまで、誰か彼の遺蹟を仰がざる。この太子に背き奉りしは、ただ守屋一人のみなり。遂にこれを亡ぼし給ひき。政道のため他に異なる人なりき。しかれども、太子の善根をなし給ふことを、あなたがちに妨げ申しし故に、これを誅罰せらる。その趣旨御自筆の天王寺の記に載せられたり。」(傍点は筆者の付けたもの)

「仏法のため」「政道のため」が強調されている。それは、仏国土建設のために政治は積極的に参加すべきとする、夢窓疎石の思想の一端であろう。聖徳太子は一方で、善根を為すことを妨害した物部守屋を誅伐した。それも仏法興隆の大義のため、とする。疎石は、剣による仏敵打倒を肯定する思想の持主であったことは疑いない。そして、今の政道の最高責任者である直義に、次のような示唆に富む言葉をかける。「今度、義兵を興されしことは、偏に仏法興行のためなりと承りしかば、たとひ天下の

人、一同に妨げ申すとも、害心の破れ給ふ御事はあらじと存ずれども、かやうに申さるる人の、魔心をも翻し給はば、一分の益もあるかとて、種々の荒言に及べり。」

直義が高師直・師泰らを排斥する理論的な根拠は、疎石との問答のなかに用意されていた。

五 法の番人、直義の立場

南北朝時代の世相の特色については、「自由狼藉」「下剋上」「バサラ」といった社会現象として語られることが多い。権力、腕力、金力を武器にして、更なる欲望を満たすために、なりふりかまわわずに目的に突進する、利己的な風潮であり、秩序破壊を辞さない態度である。直義は法が力を持ち、幕府が法の番人として機能することを治世の要諦と考えて建武式目の制定に主導的な役割を果たした。実務においても、朝廷や寺社との関係を改善して声望を高めた。しかし、幕府の上層部を二分した観応の擾乱に巻き込まれ、非業の死を遂げた。なぜであろうか。佐藤和彦氏は「室町幕府における尊氏と直義による將軍権限の分掌がねつねに政権内部に矛盾と対立、混乱を発生させる原因であった。」(文献四)として、その原因を二頭政治の矛盾に求める。それが激化する時期と過程については「康永年間(一三四二、三四四)に入つて、戦乱が次第に沈静化するにつれて、直義と師直の意見の対立が表面化し、幕府内部で諸政策の立案、遂行をめぐる矛盾が芽生えはじめた。」としている。この対立は、やがて、直義党、高党とも呼ばれる党派を生み出した。

直義党の構成員は「足利氏一門中の有力者と鎌倉以来の有力御家人および奉行入層の人々」であり、「寺院勢力や荘園領主層を味方に引きつけていた。」

高党に参加したのは「足利氏根本被官や、機内近国の新興領主層」(文献五)であった。師直らは、尊氏の側近中の側近であった。師直は恩賞を管轄する恩賞方長官をつとめ、師泰は守護を管理統括する侍所長官をつとめた。高兄弟が幕政の要職を占めることができたのは、足利家の執事を歴代分掌してきた功績に加え、軍事的な功績が抜きん出たこと

による。尊氏の股肱の臣であり、共に死地をくぐりぬけた歴戦の勇士であった。近いところでは、一三三八(暦応元年)、北畠顕家が奥州から大軍を發して、美濃・伊勢・大和へ乱入したときに、師直は奈良で迎え撃ち、顕家を和泉阿倍野で倒した。『風雅集』には、戦勝後に、住吉社に詣でて詠んだ和歌が載っている。

天くだるあら人神のしるしあれば世に高き名はあらはれにけり

この歌は、武功を歌い、得意の気分ひたっている様子が窺える。顕家を討伐した功績により、高一族の守護国は三カ国から六カ国に倍増した。

直義と師直の対立には、後継者問題もからんでいた、という指摘もある。高柳光寿氏は今川貞世の『難太平記』の一節を引き、「尊氏はどうかして直義から義詮へとうつくしく天下を譲り与えて貰ひたい、と思つてゐた。」と記している。そういう尊氏の気持ちに師直が知らない筈はなく、直義を退ける策を尊氏に告げたかもしれない。」と推測している。(文献六)

観応の擾乱に至るまでのどろどろとした対立の裏には、二頭政治という組織上の問題、後継者問題、その他、政策上の対立、党派間の齟齬等がからんでおり、当事者の野心や欲望が対立を増幅して内訌へと発展した、とする従来の見解に異存はない。ただ、もう一つ私なりに推論を加えたい。理想家肌の政治家であった直義は、政道を妨げる勢力を除いて、政界の刷新浄化を進めようと、ある時期、思いつめたのではなからうか。それは、夢窓疎石との問答のなかで次第に明確になった方向である。

「建武式目」は、自由狼藉、下剋上、バサラを禁じており、乱世の要因となるそれらの危険な徴候を抑え込む意図を持っていた。式目の理念を厳格に適用しようとするれば、あるいは、式目の条文を社会に適用しようとするれば、自由狼藉・下剋上・バサラを志向する勢力とは対立を深めざるをえない。

建武式目の法的な効力を高めるためには、武力が幅利かせる乱世は都合が悪い。遵法精神の欠如した世の中では、法の実効性は乏しく、法の信用度も低くならざるをえない。幕府の法を効果あらしめるには、第

一に平和を実現し、文治政治を一刻も早く実現することである。

直義は早い時期から文治政治への転換を考えていたふしがある。北朝の建武五年八月二十八日に暦応と改元されるが、その年号の決まる直前に直義は事前に「文武併存」を理想として、年号に「文」の文字を使用するように公家側に要請した。(実夏公記、建武五年八月二十八日の記事による)しかし、武家の容喙を嫌ったのであろうか、朝廷は採用しなかった。直義からすれば、採用を見送られた本意な気持ちは残ったであろう。現実には、文治政治を進める環境にほど遠かった。直義は、乱世には座りの悪い法治政治をいかに定着させるかに苦心した。

法理よりも軍事で押していく高党と、軍事よりも法理で統治しようとする直義党は、尊氏と直義の二頭政治のなかにポストを分掌して共存していた。しかし、高党と直義党の政治手法の違い、個性の違いは、一朝にして埋まるものではなかった。

高師直・師泰らは嵩神の觀念が薄く、ときどき寺社に放火する手荒な作戦をとった。『太平記』卷二十には、源氏の靈神、八幡大菩薩を祀る岩清水八幡宮に放火したことを記している。また、既成の価値観や秩序に対する挑戦的な態度をしばしば見せる。例えば『太平記』卷二十六にある話として、高氏の家来がもらった所領の少ないことを聞くと「何を少所と嘆きたまふ。その近辺に寺社・本所の所領あらば、境を越えて知行せよかし」とそのかしたという。欲しければ分捕つてしまえ、という論法である。あるいはこんな話もある。罪過あつて所領の没収の決まった人が高兄弟に泣きついてきた。「よしよし師直ぞ知らずして見せんぞ。たとひいかなる御教書(將軍の通達書)なりとも、ただ押さへて知行せよ。」と、例え將軍の命令でも無視してしまえ、と強引な助言をしている。また、法皇や天皇に対しても、大胆不敵な態度をとった。「都に王という人のましまして、そこばくの所領をふさげ、内裏・院の御所といふ所の有りて、馬より下るるむつかしさよ。もし王なくて叶ふまじき道理あるならば、木を以て造るか、金を以て鑄るかして、生きたる院・國王をば、いづかたへも皆流し捨てたてまつらばや」と。

『太平記』卷二十六「執事兄弟奢侈の事」には、師直は一条今出川に豪邸を築き、「月卿雲客の御女」やんごとなき宮腹に足しげく

通つて女色にふけた、と書いてある。また、師直の家人は貴族の土地を接収して山莊を造り、墓を壊し、土地の所有者を殺す非道を働いた。また、仏塔の九輪を溶かして茶釜に鑄直させた話もある。

『太平記』卷二十六には、妙吉が高師直・師泰兄弟が、さまざま悪事を挙げて直義に讒言し、かつ征伐を勧めたことが記されている。妙吉は夢窓疎石の弟子であり、夢窓の推挙によつて、直義に近侍するようになった僧侶。その言葉はかなり挑発的である。「下として上を犯す科、事すでに重畳せり。その罪を刑罰せられずば、天下の静謐いづれの時を可期し候ふべき。早くかれ等を討たせられて、上杉・畠山を執権として、御幼稚の若御に天下を保たせまらせんとおぼしめす御心の候はぬや。」

直義は危険を承知の上で、高氏の排斥へと動き出した。妙吉の意見が直義を動かしたように『太平記』は書いているが、直義自身も、上杉重能、畠山直宗ら直義派の面々も、かねてから高氏排斥の意図を有していたと私は思う。しかしながら、高師直兄弟の排斥について、直義は尊氏の同意を得なかつた、そう断定できる資料があるわけではないが、その後の経過をみると、同意を得ずに排斥に動き出したようだ。

六 むすび

観応の擾乱で直義が倒れて、天下も幕府も足利氏も動揺した。観応の擾乱は、足利氏の当主たる尊氏に最も大きな責任があると私は思う。漢の高祖が功臣の韓信を滅ぼして後憂を断つたように、高氏兄弟を除いて、直義にもっと仕事を続けさせるべきだった。義詮を後継者に育てたいために直義を倒した、とする説を私も追認する。そのカルマは子孫に残り、足利將軍の政治基盤の弱さにつながっているような気がしてならない。直義は幕府の設計者であり、法家思想の持ち主であり、また、建武式目のなかで、裁判の迅速化、公平さ、弱者への配慮を打ち出すなど、開明的な政治家だった。外国に例を探せば、宋の王安石、イギリスのクロムウェルに匹敵する人物ではなからうか。いずれも、時代を先取りして情熱的に改革を進めたが、政敵の巻き返しも激しく、失脚した賢人である。

最終節は直義の文芸について話題にするつもりであった。数はそれほど多くないが、短歌、連歌、漢詩を残した。紙幅が尽きてしまったので、ある日の直義が兄と連歌に遊んだことを示す作例の一つを『菟玖波集』から引いておく。

左兵衛督の連歌に

賢きは友をえらぶぞ習ひなる

前大納言尊氏

三度となりをかへてこそすめ

左兵衛督直義

直義の句は孟母三遷の故事をふまえている。

中田 伸一

- | | | | |
|------------------|-------|--------|-------|
| 文献一「太平記の時代」 | 新田一郎 | 講談社 | 二〇〇一年 |
| 文献二「源頼朝像―沈黙の肖像画」 | 米倉迪夫 | 平凡社 | 一九九五年 |
| 文献三「中世日本の政治と史料」 | 羽下徳彦 | 吉川弘文館 | 一九九五年 |
| 文献四「太平記の世界」 | 佐藤和彦 | 新人物往来社 | 一九九〇年 |
| 文献五「鎌倉室町人名事典」 | 安田元久編 | 新人物往来社 | 一九八五年 |
| 文献六「足利尊氏」 | 高柳光寿 | 春秋社 | 一九八七年 |

〔受理年月日 二〇〇三年九月三十日〕